

令和4年第1回羅臼町議会定例会（第1号）

令和4年3月7日（月曜日）午前10時開会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 議案第20号 根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 日程第 6 報告第1号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 7 議案第 2号 令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第 8 議案第 3号 令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予
算
- 日程第 9 議案第 4号 令和3年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正
予算
- 日程第10 議案第 5号 令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計
補正予算
- 日程第11 議案第12号 羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定につい
て
- 日程第12 議案第15号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につ
いて
- 日程第13 議案第16号 羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 日程第14 議案第19号 根室町村等公平委員会規約の変更について
- 日程第15 町長・教育長の行政執行方針

○出席議員（9名）

議 長	10番	佐 藤	晶 君	副議長	9番	小 野	哲 也 君
	1番	加 藤	勉 君		2番	田 中	良 君
	3番	高 島	讓 二 君		5番	坂 本	志 郎 君
	6番	松 原	臣 君		7番	村 山	修 一 君
	8番	鹿 又	政 義 君				

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋稔君	副町長	川端達也君
教育長	和田宏一君	監査委員	松田眞佐都君
企画振興課長	八幡雅人君	総務課長	本見泰敬君
税務財政課長	対馬憲仁君	税務担当課長	飯島東君
環境生活課長	湊慶介君	保健福祉課長	福田一輝君
保健・国保担当課長	洲崎久代君	産業創生課長	大沼良司君
まちづくり担当課長	石崎佳典君	建設水道課長	佐野健二君
学務課長	平田充君	社会教育課長	野田泰寿君
会計管理者	鹿又明仁君		

○職務のため議場に参加した者

議会事務局長	松崎博幸君	議会事務局次長	長岡紀文君
--------	-------	---------	-------

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（佐藤 晶君） おはようございます。

ただいまの出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、令和4年第1回羅臼町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

定例会会期日程表及び本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会期中における議場内でのマスクの着用並びに出入口3か所を開放といたします。ただし、発言時にはマスクを外すことも許します。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 晶君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、2番田中良君及び3番高島讓二君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐藤 晶君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議していただき、本日から3月16日までの10日間とし、会議規則第9条第1項及び議案調査並びに議案審査のため、3月9日から3月15日までの7日間は休会にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月16日までの10日間とし、会議規則第9条第1項及び議案調査並びに議案審査のため、3月9日から3月15日までの7日間は休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。資料は、議長の手元で保管しております。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（佐藤 晶君） 日程第4 町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

昨日よりの天候を心配をしておりましたが、今のところ、相泊方面の通行止めのみで、おおきな被害の報告はなく、安堵をしているところであります。議員皆様におかれましては、悪天候の中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

ただいま、議長よりお許しをいただきましたので、5件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、教育長の辞職についてであります。

和田教育長より、一身上の都合によりまして、3月31日をもって辞職したいとの申出がありました。

和田教育長におかれましては、令和元年10月1日から教育長として、教育行政の推進に御尽力をいただいておりますが、本人の御意思を尊重し辞職について同意をすることといたしました。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定の基づき、辞職に当たっては教育委員会の同意も必要となり、2月25日開催の第2回教育委員会において、辞職に同意することが議決されております。この場をお借りして、和田教育長の今までの御尽力に心から深く感謝を申し上げます。

2件目は、令和3年度北海道男女平等参画チャレンジ賞の受賞についてであります。

団体・グループの部門として、知床スマイル・エコプロジェクト（代表、野祥子氏）が、輝く北のチャレンジ賞を受賞し、2月7日、北海道知事より表彰されました。

この賞は、それぞれの個性と能力を生かして、職場、地域、家庭、そのほかの社会のあらゆる分野でチャレンジして、活躍されている方々を顕彰し、道民の身近なチャレンジモデルとして紹介することにより、男女平等参画社会実現への気運を高めることを目的としているものであります。

知床スマイル・エコプロジェクトの活動は、世界自然遺産地域である羅臼町を後世に引き継いでいくため、地産地消をテーマとしたイベントの開催や、クラウドファンディングを活用したガーデンプロジェクトの活動、環境に優しい土産品の開発などに取り組み、このたびの受賞となりました。

町といたしましては、引き続き、活動への支援を行うとともに、町民皆様が何かにチャレンジしたいと考えていることに対し、応援をしております。

3件目は、新型コロナウイルス感染症についてであります。

昨年末から感染力の強いオミクロン株による新型コロナウイルスの感染者が全国的に未曾有の広がりを見せ、根室振興局管内でも感染の拡大が見られました。

1月27日から北海道全域がまん延防止等重点措置区域に指定され、当町においても、1月31日から、職員間の感染防止と自治体業務の継続のため、羅臼町コミュニティセンターに職員の分散勤務を開始いたしました。また、感染拡大防止のため、2月5日から町民体育館らうすぽの利用制限を実施しております。

町内の感染者の状況は散発しておりますが、大きな広がりとはなっていないことに、安堵するばかりです。

感染や重症化を予防するためのコロナワクチン追加接種は、1月17日から医療従事者などを先行し、2月1日から一般の高齢者の方々から開始しており、3月中に希望される65歳以上の接種は終了する見込みとなっております。また、4月からは日曜日の集団接種を実施し、65歳未満の方々へ接種を加速しております。

今後も、この感染症と共存しながら生活していくこととなります。

町民の皆様には、いろいろと御不便をおかけしていると思いますが、引き続き密を避け、マスク着用や小まめな手洗いなどの感染防止対策をお願いいたします。

重ねて、陽性者やその家族、事業所などに対し、偏見や誹謗中傷のないよう、温かい心遣いを切にお願いをいたします。

4件目は、2月20日からの大雪・暴風雪被害の対応についてであります。

釧路・根室地方では2月20日夜から22日にかけて急速に発達した低気圧の影響により西または北西の風が強まり、広い範囲で大雪・暴風雪となり各地で国道や道道が通行止めとなりました。

当町では、2月20日午前11時11分に大雪警報、同日午後9時35分に暴風雪警報が発令されました。

翌2月21日午前3時54分には大雪警報が解除となったものの午前9時36分に再度、大雪警報が発令され雪も降り続ける中、風雪が強まり、午前11時から国道335号線幌萌町から峯浜町間が通行止めとなったほか、午前0時から道道87号知床公園羅臼線においても雪崩の影響により通行止めとなりました。

主な被害では、緑町公営住宅13号棟1階への雪崩の侵入により居住者が被災、栄町高台へ通じる町道市街9号線で通行者が雪崩に巻き込まれたほか、海岸町サシルイ地区及び天狗岩地区の住居へ雪崩及び樹木の侵入と天狗岩付近の昆布乾燥機小屋の倒壊がありました。そのほかにも町内各所において雪崩の発生が確認されましたが、いずれも命に関わる大きな被害とはなりませんでした。

町としては、この対応に当たるため、21日午前10時20分に羅臼町災害警戒本部を

設置し、その後、被害状況が増えてきたことを受け、同午後12時00分に災害対策本部へ格上げし、情報収集及び防災無線等による注意喚起等の雪害対応に当たってまいりました。

同日午後9時36分に天候も落ち着いてきたことから、災害対策本部から災害警戒本部へ変更し、引き続き防災担当職員が対応に当たり、翌22日午前9時、国道の通行止め解除を受けて災害警戒本部も解除としたところであります。

この間の避難所については、緑町の雪崩発生に合わせて一時的に役場を避難所として開設したほか、21日午前11時からの国道335号線の通行止めに合わせて峯浜町福祉館へ開設、また、町内の被害状況も見極め、同日午後1時30分には春松小学校と羅臼小学校にも開設いたしました。役場への7世帯12人の一時避難者以外、そのほかの避難所には避難者はおりませんでした。

また、このたびの雪害対策に対し釧路開発建設部中標津道路事務所より、現地情報連絡員として2名の職員を派遣していただき、情報共有を図りながら24時間体制で対応いただいたところであります。

この大雪に関して、釧路气象台からの情報によると20日の降り始めから22日まで、羅臼町では91センチの積雪を観測したとのことであり、この間、引き続き暴風雪により除雪作業や復旧作業が遅れ、町民皆様には、大変御不便をおかけいたしました。独居老人等をはじめとする除雪困難者宅へ職員を派遣し、通路及び入口の除排雪作業の対応にも当たらせていただきました。

このたびの災害では、幸いにも人身事故などの大きな被害もなく安堵しているところではありますが、今後におきましても、できる限りライフラインを安定的に維持できるような取組を関係機関に強く要請してまいります。

5件目は、鮮魚取扱高についてであります。

お手元に配付させていただきました日報は、令和4年3月3日付のものであります。主要魚種で見ますと、ホッケは昨年同期と比べ、数量で約10トン増で、金額で140万円の増となっております。スケソにつきましても、数量では1,000トン増えておりますが、単価が低く、約2,000万円の増にとどまっております。

1月よりウニ漁が始まっておりますが、昨年の赤潮被害の影響もあり高単価になっておりまして、特に殻付ウニの単価は3倍の2,460円となっているため、ほとんどが殻付で出荷されております。そのため、製品の不足が生じ、ふるさと納税の返礼品の確保に苦勞していたところであります。

ウニ以外は全体的に単価が低くなっておりまして、これがコロナの影響なのか、ほかに原因があるのか注視が必要と考えます。1月からの約2か月の水揚げは、3,800万円の増で、昨年同期とほぼ横ばいであります。まだ始まったばかりではありますが、今後は事故なく大量でありますことを祈念し、報告といたします。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 議案第20号 根室町村等公平委員会委員の選任につき
同意を求めることについて

○議長（佐藤 晶君） 日程第5 議案第20号根室町村等公平委員会委員の選任につき
同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の64ページをお開き願います。

議案第20号根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

根室町村等公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項
の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

現在委員であります羅臼町のてらさわつや氏が任期満了を迎えることから、新たに大
木敏道氏を選任し、皆様に同意を求めるものであります。

住所につきましては、標津郡標津町北1条西3丁目2番1—112号。

生年月日、昭和31年3月3日生まれの66歳であります。

任期につきましては、令和4年4月1日から令和8年3月31日まででございます。

大木氏につきましては、昭和56年から標津町、羅臼町、別海町、中標津町の小学校、
中学校の教員を歴任され、その後、教頭、校長としてお勤めになり、平成21年には羅臼
町立飛仁帯小学校の校長もされております。定年退職後は、標津町の認定こども園園長な
どをされております。

大木氏は、人格、経験、識見ともに適任でありますので、議員の皆様の満堂の同意を賜
りたく、お願いを申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、議案第20号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件
は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第20号根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求
めることについては、同意することに決定いたしました。

◎日程第6 報告第1号 専決処分した事件の承認について

○議長（佐藤 晶君） 日程第6 報告第1号専決処分した事件の承認について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号専決処分した事件の承認について。

また、この後予定しております議案第2号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算から議案第5号までの各特別会計の補正予算また議案第12号及び議案第15号、議案第16号、議案第19号につきましては、副町長及び各担当課長から内容について説明をさせますので、どうぞよろしく願います。

○議長（佐藤 晶君） 副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の1ページであります。

報告第1号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めます。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決年月日につきましては、令和4年2月9日でございます。

3ページをお願いいたします。

令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和3年度目梨郡羅臼町の一般予算補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億4,656万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページをお願いいたします。

第1表 歳出予算補正、歳入でございます。

19款1項繰越金3,700万円を追加し、8,010万円、歳出の財源調整として前年度繰越金に求めたものでございます。歳入合計3,700万円を追加し、54億4,656万円となるものでございます。

5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

7款土木費3,700万円を追加し、2億4,285万6,000円、2項道路きょう橋

費3,700万円を追加し、2億4,145万9,000円。除雪費の専決処分でありますけれども、1月28日の臨時議会におきまして、過去の実績を参考にしながら試算をし、3,800万円を補正させていただいたところでございますが、1月中旬から2月上旬にかけての降雪や排雪等で2月8日時点におきまして除雪費の予算残額が約350万円となったことから、2月9日付で3,700万円を専決処分させていただいておりますことを御理解いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質疑を終わります。

これから、報告第1号を採決いたします。この採決は起立によって行います。報告第1号は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第6 報告第1号専決処分した事件の承認については、承認することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第2号 令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 議案第2号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の6ページをお願いいたします。

議案第2号令和3年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和3年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,045万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億8,610万7,000円とする。

2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、継続費の補正であります。

継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

第3条は、繰越明許費であります。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

第4条は、債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の追加及び廃止は、「第4表 債務負担行為補正」による。

第5条は、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

7ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1項町税3,080万5,000円を減額し、5億5,415万9,000円。

2項固定資産税3,080万5,000円を減額し、1億8,705万1,000円。新型コロナウイルス感染症による影響によりまして、事業収入が減少している中小企業等に対して償却資産と事業用家屋に係る令和3年度の固定資産税の負担が軽減されるものでございます。

9款地方特例交付金3,080万5,000円を追加し、3,230万6,000円。

2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金3,080万5,000円を追加し、3,080万6,000円。先ほどの固定資産税の減収分に対する国からの交付金となります。

14款国庫支出金4,104万6,000円を減額し、5億6,569万5,000円。

1項国庫負担金26万8,000円を減額し、1億7,466万5,000円。これにつきましては、3件の事業がございます。国民健康保険基盤安定負担金の額の確定により115万5,000円の減額。さらに小規模保育園を利用する幼児が少なかったことで687万3,000円の減額。また、障がい者の介護・訓練等給付費の増額に伴う国庫負担金776万円が追加となっており、差引きで26万8,000円の減額となります。

2項国庫補助金4,081万5,000円を減額し、3億8,886万4,000円。内訳につきましては、7件の事業があります。1件目は、マイナンバーカード所有者の転出転入手続のワンストップ化に伴うシステム改修費に対する補助金が272万8,000円追加。2件目は、小規模保育事業所や放課後児童クラブの保育士や職員に対する処遇改善臨時特例交付金20万2,000円の追加。3件目は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保としまして、令和3年9月議会で補正させていただきましたけれども、令和2年度からの繰越明許費で執行することが可能となったことで518万4,000円の減額。4件目は、温泉供給設備高効率化改修設計業務に対する財源として予算計上しておりましたが、事業内容の精査により間接補助が採択されたことで諸収入に財源の組み替えを行うものでありまして、800万円の減額となります。5件目は、町営住宅長寿命化事業の交付金確定に伴い3,187万2,000円の減額。6件目は、新型コロナウイルス感染症対策としまして、学校の遠隔授業を想定した教員のデジタル教科書などが国庫補助の対象となることで58万6,000円の追加。7件目は、羅臼幼稚園改修工事について補助対象経費の精査により72万5,000円追加。これら7件の事業の差引きで4,081万5,0

00円が減額となります。

3項国庫委託金3万7,000円を追加し、216万6,000円。国民年金事務に係るシステム改修交付金でございます。

15款道支出金936万7,000円を減額し、1億6,084万2,000円。

1項道負担金318万5,000円を減額し、8,513万3,000円。4件の事業がありまして、1件目は国民健康保険基盤安定負担金の確定により、361万5,000円の減額。2件目は、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定により、71万3,000円の減額。3件目は、小規模保育園利用者数が少なかったことにより273万円の減額。4件目は、障がい者の介護・訓練等給付費負担金が増えたことにより388万円が追加となります。

2項道補助金458万9,000円を減額し、6,267万1,000円。内容につきましては、3件の事業がございます。1件目は、新型コロナウイルスの影響により、予定しておりました事業の中止などで、地域づくり総合交付金150万円の減額。2件目は、中山間地域等直接支払交付金確定により、28万9,000の減額。3件目は、町民温水プールろ過装置等改修工事の入札減及び事業精査により北方領土隣接地域振興等事業補助金280万円の減額であります。

3項道委託金159万3,000円を減額し、1,303万8,000円。衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行経費の確定によるものでございます。

18款繰入金1項基金繰入金1,684万7,000円を追加し、5億3,345万円。内訳につきましては、公共施設整備基金繰入金1,770万4,000円の追加であります。また、文教施設整備基金繰入金150万3,000円の追加であります。また、町民温水プールろ過装置等改修工事及び羅臼幼稚園改修工事の入札減及び事業精査によるものでございます。さらに、知床・羅臼まちづくり基金繰入金は、230万6,000円の減額となります。また、介護職員支度金補助金、地域型保育給付費負担金、羅臼温泉野営場受付清掃業務、これらがそれぞれ事業費確定によるものでございます。

19款1項繰越金2,740万6,000円を減額し、5,269万4,000円。歳出の財源調整としまして、前年度繰越金に求めるものでございます。

20款諸収入371万9,000円を追加し、5,480万6,000円。

3項雑入371万9,000円を追加し、4,958万円。新型コロナウイルス感染症の影響により羅臼温泉野営場が休止になったことに伴い、キャンプ場清掃協力金16万8,000円の減額。また、知床物産展の中止により、当該事業に対する助成金100万円の減額。さらに温泉供給設備高効率化改修設計業務につきましては、当初国庫補助金で計上しておりましたが、事業精査及び補助の確定により財源を組み替えるもので、488万7,000円の追加であります。

21款1項町債320万円を減額し、7億1,354万5,000円。温泉供給設備高効

率化改修事業債からの減額であります、事業費確定によるものでございます。

歳入合計6,045万3,000円を減額し、53億8,610万7,000円となるものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項議会費618万1,000円を減額し、3,134万7,000円。新型コロナウイルスの影響によりまして、視察研修や各種会議等が中止になったことによる減額でございます。

2款総務費1,949万9,000円を減額し、15億4,733万5,000円。

1項総務管理費1,973万8,000円を減額し、11億6,425万4,000円。内容につきましては、消防事務組合負担金464万1,000円、移住促進事業228万2,000円、羅臼町120年記念事業436万7,000円、知床物産展226万9,000円が新型コロナウイルスの影響によりまして事業が中止になったことによる減額でございます。また、町道市街1号線用地測量業務が中止になったことで165万円が減額、町営住宅に要する経費1,416万8,000円や電算システムセキュリティークラウド公開55万円につきましては、事業費の確定によりそれぞれ減額するものでございます。追加となるものにつきましては、阿寒バス釧路羅臼線に伴う市町負担金の確定により1,018万9,000円が追加となります。

3項戸籍住民基本台帳費272万8,000円を追加し、1,125万2,000円。社会保障・税番号システム改修に伴う自治体情報システム協議会負担金であります。全額国庫補助金の対応でございます。

4項選挙費159万3,000円を減額し、634万6,000円。衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の事業費確定によるものでございます。

6項監査委員費89万6,000円を減額し、109万8,000円。新型コロナウイルスの影響によりまして研修や各種会議等が中止になったことによる減額であります。

3款民生費334万4,000を減額し、6億7,907万3,000円。

1項社会福祉費876万4,000円を追加し、4億8,062万9,000円。内容につきましては、介護職員支度金補助を活用し、町内福祉事業所に採用された方が増えたことによりまして72万円の追加。障がい者自立支援事業に要する経費1,550万円の追加であります、施設入所者や介護給付サービスの増加によるものでございます。また、新型コロナウイルスの影響によりまして敬老会が実施できなかったことで14万3,000円の減額、さらに特別会計繰出金としまして、国民健康保険基盤安定負担金、636万1,000円と後期高齢者医療保険基盤安定負担金95万2,000円が、交付額の確定によりそれぞれ減額となります。

2項児童福祉費1,214万5,000円を減額し、1億9,830万5,000円。保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業に基づき、放課後児童クラブ支援員及び小規模

保育事業保育士に対する特例補助金20万2,000円の追加、また小規模保育を利用する乳幼児が当初見込みより少なかったことにより1,234万7,000円が減額となります。

3項国民年金事務取扱費3万7,000円を追加し、8万8,000円。国民年金に係るシステム開発費としての自治体情報システム協議会負担金となります。

4款衛生費919万5,000円を減額し、8億720万3,000円。

1項保健衛生費671万円を減額し、3億2,682万2,000円。新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費として、昨年の第3回定例会で518万4,000円を補正させていただきましたが、その後、令和2年度繰越額で実施することが可能となったことから518万4,000円全額を減額するものでございます。また、診療所に対する特別調整交付金の増額に伴い、診療所事業会計繰出金162万5,000円を減額し、さらに令和2年度未熟児養育医療費国庫負担金の確定によりまして、返還金として9万9,000円の追加となります。

3項清掃費248万5,000円を減額し、4億7,334万4,000円。根室北部衛生組合負担金の事業費確定によるものでございます。

5款農林水業費53万円を減額し、1億4,357万4,000円。

1項農業費53万円を減額し、2,248万6,000円。中山間地域等直接支払交付金の確定によるものでございます。

6款1項商工費1,040万8,000円を減額し、1億5,422万6,000円。新型コロナウイルスの影響により根室管内で実施しておりますインカレねむる事業推進協議会の活動や、緊急事態宣言によります羅臼温泉野営場の休止で81万1,000円の減額。また、地域おこし協力隊の経費413万5,000円の減額であります。4月採用で公募してきましたが、本年3月からの任用となったことによる事業費の確定、さらに温泉供給設備高効率化改修設計費の事業費の見直しや入札減により546万2,000円の減額となります。

8款教育費2万2,000円を追加し、4億5,494万5,000円。

1項教育総務費117万3,000円を追加し、7,099万9,000円。新型コロナウイルス対策としまして、学校の遠隔授業を想定した指導者用デジタル教科書の経費でございます。

2項小学校費119万2,000円を追加し、1億488万4,000円。灯油単価の高騰によりまして、春松小学校の燃料費が不足することが見込まれることから追加するものでございます。

4項幼稚園費22万円を減額し、4,435万5,000円。羅臼幼稚園改修工事に伴う入札減であります。

6項保健体育費212万3,000円を減額し、1億7,847万2,000円。緊急事態宣言に伴う温水プールの休館やろ過装置改修工事の入札減であります。

10款1項職員費1,131万8,000円を減額し、7億9,482万7,000円。職員採用や異動、中途退職などに伴う増減のほかに、退職手当組合納付金率の変更によるものでございます。

歳出合計6,045万3,000円を減額し、53億8,610万7,000円となるものでございます。

10ページをお願いいたします。

第2表、継続費補正でございます。1件の変更であります。2年以上にわたって執行しなければ、その目的が達成されない建設事業として計上しておりました海洋深層水取水管増設工事ですが、令和4年度執行予定の管の敷設工事において、当初予定しておりました作業用の台船、それから使用機材に変更が生じるため、令和4年度の年割額の補正となります。

5款農林水産業費3項水産業費、事業名深層水取水管増設工事、総額9,300万円を1億円へ、令和4年度年割額3,300万円を4,000万円へ変更するものでございます。

第3表、繰越明許費でございます。令和3年度で予算計上、あるいは今回追加補正し令和4年度へ繰り越す事業であります。4件の事業があります。1件目は、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、事業名、社会保障・税番号制度システム改修補助事業272万8,000円。全額、令和3年度国庫補助金を受けて実施するものでございますが、システム改修が令和4年度開始となるものによるものでございます。2件目は、3款民生費1項社会福祉費、事業名、子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金）1,100万円。令和4年度第1回臨時会において補正した額の一部について繰越しするものであります。家計急変世帯分の申請受付を9月30日まで行うことによるものでございます。3件目は、4款衛生費1項保健衛生費、事業名、新型コロナウイルスワクチン接種事業、1,001万3,000円。令和3年度第4回定例会において補正したワクチンの追加接種に対応する経費で、現在、追加接種を進めておりますが、令和3年度分で支出した分を除いて繰越しするものでございます。4件目は、8款教育費1項教育総務費、事業名、学校等感染予防対策事業117万3,000円。令和3年度の国庫補助を活用して本議会で補正を上程させていただいておりますが、令和3年度内での納品が完了しないため、翌年度へ繰越しするものでございます。

第4表、債務負担行為補正であります。追加1件と廃止1件がございます。複数年契約が必要となる事業となりますが、最初に追加であります。事項、町民体育館管理運営に係る指定管理者に対する委託費。期間、令和4年度から令和6年度までの3年間です。限度額は、6,273万円です。次に廃止であります。令和3年度第4回定例会において議決をいただいた事業であります。事項、町営住宅等長寿命化工事（町営住宅緑町団地）。期間は、令和3年度から令和4年度。限度額は、1億7,630万円です。廃止の理由につきましては、2月28日に一般競争入札を行った結果、予定価格を

下回る金額の入札がなく、不調となったことから廃止をするものでございます。

11ページをお願いいたします。

第5表、地方債補正でございます。1件の変更であります。事業の見直しや入札減による事業費の確定による変更であります。起債の目的、温泉供給設備高効率化改修事業債（過疎対策事業債）。限度額、800万円を480万円へ変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法についての変更はございません。

事項別明細書を別冊資料として配付させていただいておりますので、御参照いただきませうよろしくをお願いいたします。

以上、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第8 議案第3号 令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 議案第3号令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の12ページをお願いします。

議案第3号令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和3年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ403万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億435万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

13ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1款1項国民健康保険税から113万3,000円を減額し、2億9,535万7,000円。内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響による令和3年度の国保税減免額を試算した結果、国保税全体で30世帯、461万4,000円の減免が見込まれた

ため、12月補正分348万1,000円を差し引いた113万3,000円の減額補正を行うものでございます。

2款国庫支出金1項国庫補助金276万8,000円を追加し、276万9,000円。内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響による令和3年度国保税減免の減免見込額に対しての10分の6の国庫補助金が交付されるものでございます。

3款道支出金に355万6,000円を追加し、6億2,607万8,000円。

1項道補助金に355万6,000円を追加し、6億2,607万7,000円。内容としましては4点ございます。1点目は、新型コロナウイルス感染症の影響により、診療間隔が延びたことによる1人1回当たりの診療費が増えたため、高額医療費に不足が生じる見込みとなったことによる200万円の増額、2点目は、コロナウイルス感染症の影響による国保税減免に対する道補助金10分の4で、国庫補助が10分の6交付されることになったことに伴い、当初10分の6で見込んでいたものを10分の4に減算したことにより、差額10分の2の24万2,000円を減額するものです。3点目は、新型コロナウイルス感染症の影響により支給する傷病手当金に対し、道補助金により全額17万3,000円交付されるものです。4点目については、僻地診療所の運営費に対して交付される特別調整交付金の交付申請のため申請額を算定したところ、予算額より交付見込額が162万5,000円上回ったため差額を増額するものでございます。

続きまして、5款繰入金から116万1,000円を減額し、7,265万7,000円。

1項他会計繰入金から636万1,000円を減額し、4,976万6,000円。内容としては、令和3年度より北海道の試算した標準保険料率により国保税を賦課しましたが、税率を引き下げたことにより低所得者に対する国保税減免、保険税軽減額についても減額となり、それに伴い軽減額の財源補填である保険基盤安定負担金を算定したところ、予算額を下回ったため、軽減費繰入金から減額するものでございます。

2項基金繰入金に520万円を増額し、2,289万1,000円。内容としましては3点ございまして、1点目は、先ほど御説明いたしました新型コロナウイルス感染症の影響による令和3年度国保税の減免分の財源として、当初10分4の139万3,000円を見込んでおりましたが、国庫及び道費にて全額交付されることとなったため、139万3,000円の減額。2点目は、保険基盤安定負担金減額分の財源としての636万1,000円の増額。3点目は、令和2年度国民健康保険特定健診特定保健指導負担金が確定したことによる返還金の財源としての23万2,000円の増額。合計520万円を増額するものでございます。

歳入合計403万円を追加し、10億435万3,000円とするものでございます。

14ページをお願いします。

歳出でございます。

2款保険給付費217万3,000円を追加し、4億9,468万4,000円。

2項高額療養費200万円を追加し、6,510万2,000円。内容としては、歳入でも御説明いたしましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による高額療養該当者の増加によるものでございます。

6項傷病手当金17万3,000円を追加し、17万3,000円。内容としましては、新型コロナウイルス感染症の感染、または感染が疑われる症状により、国保被保険者が労務できなかった日数に応じて支給する傷病手当について該当者が発生したことにより予算措置が必要となったことによるものでございます。

続きまして、8款諸支出金に185万7,000円を追加し、9,140万円。

1項償還金及び還付加算金に23万2,000円を追加し、138万5,000円。内容としましては、令和2年度国民健康保険特定健診・特定保健指導国庫負担金及び道負担金が確定したことにより、超過分を返還するものでございます。

続きまして、2項繰出金162万5,000円を追加し、9,001万4,000円。内容としましては、僻地診療所の運営に対して交付される特別調整交付金が予算額よりも交付見込額が上回ったため、差額を増額補正するものでございます。

以上、歳出合計403万円を追加し、10億435万3,000円とするものでございます。

なお、この補正予算につきましては、去る3月1日開催の令和4年第1回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいておりますことを御報告させていただきます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料43ページから50ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対するの質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

ここで、午前11時10分まで休憩いたします。11時10分より再開いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第9 議案第4号 令和3年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療
事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 議案第4号令和3年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の15ページをお願いします。

議案第4号令和3年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算。

令和3年度目梨郡羅臼町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ95万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,575万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

16ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3款繰入金95万2,000円を減額し、1,957万8,000円。1項他会計繰入金95万2,000円を減額し、1,957万8,000円。令和3年度保健基盤安定負担金が確定したことによる減額補正でございます。

歳入合計95万2,000円を減額し、7,575万1,000円とするものでございます。

17ページをお願いします。

歳出です。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金95万2,000円を減額し、7,369万3,000円。歳入でも御説明いたしましたが、令和3年度保健基盤安定負担金の交付決定額が予算額を下回ったため減額補正するものでございます。

歳出合計95万2,000円を減額し、7,575万1,000円とするものでございます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料51ページから56ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対するの質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第10 議案第5号 令和3年度目梨郡羅臼町国民健康
保険診療所事業特別会計補正予算

○議長（佐藤 晶君） 日程第10 議案第5号令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） 議案の18ページをお願いいたします。

議案第5号令和3年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算。

令和3年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、債務負担行為でございます。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

19ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1款繰入金1項他会計繰入金、補正額ゼロ円で、1億9,499万3,000円。内容として、知床らうす診療所の診療状況により交付される特別調整交付金僻地診療所分の額の変更による財源内訳の変更でございます。

歳入合計2億1,479万4,000円。

20ページをお願いいたします。

歳出でございますが、合計額に変更はございません。

歳出合計2億1,479万4,000円とするものでございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

事項として、知床らうす国民健康保険診療所管理運営に係る指定管理に対する負担金。期間は、令和4年度から令和8年度まで。限度額は7億5,000万円でございます。

なお、本補正予算につきましては、3月1日開催の羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会にて報告し、承認を得てますことを申し添えます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を

許します。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質問を終わります。

◎日程第11 議案第12号 羅臼町個人情報保護条例の一部を改正
する条例制定について

○議長(佐藤 晶君) 日程第11 議案第12号羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(本見泰敬君) 議案の48ページをお願いいたします。

議案第12号羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

49ページをお願いいたします。

羅臼町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

改正理由であります。令和4年4月1日施行のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第2条の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されることとなりました。このことにより、羅臼町個人情報保護条例で定義している個人識別符号については、旧行政機関個人情報保護法の規定を引用し定義していることから、この廃止に伴い、改正後の個人情報保護法の規定に置き換える必要があるため、当該条例の一部を改正するものであります。

改正条文であります。

羅臼町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第2項」に改める。

附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するものであります。

以上でございますが、参考資料44ページ、資料29に本条例改正の概要、続きます45ページ資料30に新旧対照表を掲載しておりますので、後ほど御目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(佐藤 晶君) 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対する質問を許します。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質問を終わります。

◎日程第12 議案第15号 羅臼町国民健康保険税条例の一部を
改正する条例制定について

○議長（佐藤 晶君） 日程第12 議案第15号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の56ページをお願いします。

議案第15号羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

57ページをお願いいたします。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

羅臼町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

改正の内容でございますが、説明の都合上、別冊資料49ページ、資料33にて御説明いたしますので、特段の御配慮をお願いいたします。

改正理由でございますが、令和2年12月15日閣議決定された全世代型社会保障改革の方針等により、給付は高齢者中心、負担は現役世代というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く支えていく体制を構築することとされました。それに伴い、全世代対応型社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日に全世代対応型社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が令和3年9月10日に公布され、国民健康保険税改正部分については、令和4年4月1日施行となったため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございます。

改正の内容は、子育て世代の経済的負担軽減のため、国民健康保険税について未就学児の子供に係る被保険者均等割額を軽減するものでございます。

改正条文でございます。

本則において「被保険者に係る」を「被保険者に係る基礎課税額の」とし、既定を明確化しております。

次に第5条第1項第1号では、第23条国民健康保険税の減額に第2項として未就学児の被保険者均等割額の減額の項を追加したことによる条項の整理をするものです。

第6条では、法律改正に伴い「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」が不要になったことから、削除しております。

第13条では、「同条」を「その減額後」に法律・政令改正に合わせて文言を改正しております。

第23条では、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に法律・政令の改

正に合わせて改正しております。また、第2項に未就学時の被保険者均等割額の減額についての規定を追加しております。第1号基礎課税額の被保険者均等割額では、子供1人につき、7割軽減世帯では3,480円、5割軽減世帯では5,800円、2割軽減世帯では9,280円、それ以外の世帯では1万1,600円を被保険者均等割額からそれぞれ減額する内容となっております。第2号後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額では、子供1人につき、7割軽減世帯で1,305円、5割軽減世帯で2,175円、2割軽減世帯では3,480円、それ以外の世帯では4,350円をそれぞれ減額する内容となっております。

第23条の2では、法律・政令に合わせ、所要の規定を整備しております。

附則第2項では、前述しました未就学児の減額の項の追加及び法律・政令改正に合わせた改正、第3項でも未就学児の減額に合わせた条項の整理、所要の規定の文言整理、第4項及び第6項から第13項でも未就学児の減額の項の追加による条項の整理を行っております。

附則として、施行期日は公布の日から施行する。ただし、第5条第1号、第13条第1項、第23条及び第23条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第2項、第3項の改正規定（「第23条」を「第23条第1項」に改める部分に限る。）、第4項及び第6項から第13項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

適用区分ですが、この条例（上記ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の羅臼町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるしております。

以上でございますが、続きます51ページに、子供に係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入についての資料、また52ページから64ページに資料2、本条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

なお、本条例の改正につきましては、去る3月1日開催の令和4年第1回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいておりますことを御報告させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対するの質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

◎日程第13 議案第16号 羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

○議長（佐藤 晶君） 日程第13 議案第16号羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画振興課長。

○企画振興課長（八幡雅人君） 議案の59ページをお願いします。

議案第16号羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について。

羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画を別紙のとおり変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、準用する同条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、新たに図書館を建設整備することに伴いまして、これまで計画に記載しておりました図書館の活用・充実に関する事項を「区分11地域文化の振興等」から「区分9教育の振興」へ移行するとともに、主要な施策に「図書館建設事業」を追加するもので、北海道との協議は、令和4年1月31日に終了し、同意をいただいております。

詳細につきましては、別紙「羅臼町過疎地域持続的発展市町村計画の変更」で御説明させていただきますので、別紙の1ページをお開き願います。

新旧対照表の右側に変更前、左側に変更後を記載しております。上段は、「区分9教育の振興」の現状と課題点に、図書館の活用・充実として、「当町では、昭和45年に新築落成した公民館の一室に図書室を設けていたが、平成31年度の公民館解体を受け、条例改正を経て役場庁舎1階に羅臼町図書館として移転開設となった。現在は、施設が十分な環境ではない中、蔵書検索システムの活用を図りながら機能を充実させ、図書館の利用促進につなげている。また、学校図書館の読み聞かせボランティア団体と密接に協力しながら、子どもの読書環境の充実に取り組んでいる。

しかしながら、図書購入費は令和2年度人口一人当たり250円で、幅広いニーズに応えるには十分とはいえない状況にあり、施設の狭隘等の課題もあり、地域全体で子どもの読書活動を推進するためには、生涯学習の中核施設となる図書館の整備・拡充が望まれている。

また、ブックスタート事業や図書館バスの巡回貸出などにより、家庭に本があることで乳幼児期から読書に親しむことができ、子どもの成長に良い影響があるという認識が定着しつつある。」。

中段には、その対策として、「子どもの読書習慣を定着させ、自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校等、社会全体で取り組む必要がある。そのためには、それぞれの役割を明確にし、相互に連携し協力しつつ、子どもの発達段階に応じた多様な取り組みを推進する。

また、子どもの読書活動を推進するためには、当町の全ての子どもが、好きな本を手にとったり必要な資料を調べたりすることができる環境づくりをする必要がある。そのため

に、道・町・学校等、関係機関・団体が、相互に連携し支援しながら計画的に整備を図る。

一方で、高齢者が安心して暮らせる地域づくりのため、本を介して多世代が交流し、人に優しい人を育て、心を結ぶ図書活動の推進を図る。」を移行し、「更に、生涯学習の中核施設となる図書館の整備を行うため、新たに図書館を建設し、住民の図書活動の充実化を図る。」を追加いたします。また、主要な施策の5項目を移行し、6項目めに「図書館建設事業」を追加いたします。

下段は、計画表中の記載で、持続的発展施策区分「9教育の振興」の事業名「(3)集会施設、体育施設等」に「図書館」を追加、事業内容の「学校図書館との蔵書管理ネットワーク化事業」、「移動図書館バス更新事業」に加え「図書館建設事業」と、その事業主体に「町」をそれぞれ追加するものであります。

2ページをお願いいたします。

これまで区分「11地域文化の振興等」に記載しておりました図書館の活用・充実につきましては、区分変更により全て削除し、計画の欄には、「現時点で予定されている事業なし」との記載をいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤 晶君) 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対しての質問を許します。質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで、質問を終わります。

◎日程第14 議案第19号 根室町村等公平委員会規約の変更について

○議長(佐藤 晶君) 日程第14 議案第19号根室町村等公平委員会規約の変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(本見泰敬君) 議案の62ページをお願いいたします。

議案第19号根室町村等公平委員会規約の変更について。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、根室町村公平委員会規約を次のとおり変更する。

根室町村等公平委員会規約の一部を改正する規約でございます。

改正理由であります。根室町村等公平委員会の事務局につきましては、昭和47年の当委員会設置以来、これまで標津町に担っていただいておりますが、構成する管内4町において、今後の在り方について協議をし、令和4年度からは5年を単位とした4町の持ち回りによる事務局体制に変更することとしたため、当委員会規約の一部に所要の改正を

行い、併せて規定する文言等の整理をするものでございます。

改正条文であります。

根室町村等公平委員会規約の一部を次のとおり改正する。

第1条中「別海町、中標津町、標津町、羅臼町、根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外2町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合」を削り、同条に次の各号を加える。

第1号、別海町。

第2号、中標津町。

第3号、標津町。

第4号、羅臼町。

第5号、根室北部衛生組合。

第6号、根室北部消防事務組合。

第7号、中標津町外2町葬斎組合。

第8号、根室北部廃棄物処理広域連合。

第3条第1項中「町、一部事務組合及び広域連合」を「関係町等」に、「標津町長」を「中標津町長」に改め、同条第2項中「標津町条例」を「中標津町条例」に改める。

第4条第1項中「根室町村会」を「中標津町役場」に改め、同条第2項中「1人」を「2人以内」に改める。

第5条中「標津町条例」を「中標津町条例」に改める。

第6条中、「標津町」を「中標津町」に改める。

附則として、第1項、この規約は令和4年4月1日から施行する。

第2項、この規約施行の際、改正前の根室町村等公平委員会規約の規定により標津町長が選任した公平委員会の委員は、この規約による改正後の根室町村等公平委員会規約の相当規定に基づいて、中標津町長が選任したものとみなす。

第3項、この規約施行前の承認等の費用弁償については、なお従前の例によるものでございます。

以上でございますが、参考資料65ページから67ページの資料35に本規約改正の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 提案理由の説明が終わりましたので、提案説明に対するの質問を許します。質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで、質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時40分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。
休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第15 町長・教育長行政執行方針の説明

○議長（佐藤 晶君） 日程第15 町長・教育長行政執行方針の説明を求めます。
最初に、町長行政執行方針の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 令和4年羅臼町議会第1回定例会の開催に際し、本年度予算案及びその他、諸議案の御審議をお願いするに当たり、町政を執行する所信の一端を述べ、議員各位並びに町民皆様に御理解と御協力をお願い申し上げる次第であります。

昨年8月29日には、羅臼町議会議員であられました井上章二議員が御逝去されました。高齢で持病もありながらの議員活動は、さぞかし大変だったことでしょうか、最後まで当町の発展に御尽力されたそのお姿に、あらためて敬意を表するとともに、御冥福をお祈り申し上げます。

さて、令和2年1月15日に日本国内初めて新型コロナウイルスの感染者が発表され、その後、当町においても感染者が確認されるなど、この2年間は世界中で猛威を振るい、今現在もオミクロン株に形を変え、その勢いは収まらず、私たちの生活を脅かしております。

新型コロナウイルスが発生した令和2年は、当町にとって120年というメモリアルイヤーでありましたが、コロナ禍の中でイベントなどは軒並み中止せざるを得ませんでした。

昨年こそはと思っておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に阻まれ、ほとんどの事業がまともに行えない状況でありました。そのような中であっても、町民皆様の御理解をいただき、感染対策を徹底するなどして行った成人式は、2年とも無事に開催できたことをとてもうれしく思っております。

この2年の間、町民皆様には大変な御不便をおかけしてきたにもかかわらず、様々な感染防止対策や度重なる自粛要請などにも御理解と御協力をいただきましたことに、この場をお借りして心からお礼を申し上げます。

しかしながら、新型コロナウイルスはいまだに収束を迎えておりません。今後も、町民一丸となって戦っていかなければなりませんので、さらなる御理解と御協力をお願いする次第であります。

本年度は、私が2期目の町政運営をさせていただいてから4年目となり、任期の最終年度であります。私の2期目は、ほとんどが新型コロナウイルスへの対策だったように思いますが、一日も早くこの状況が収束し、コロナ禍前の日常に戻り、町民皆様にとってすば

らしい年度になることを願い、令和4年度町長行政執行方針を述べさせていただきます。

今議会に上程し、御審議をいただく令和4年度の一般会計当初予算の総額は約52億7000万円でありまして、近年と比較しても大きな予算規模となっております。

この予算の内訳につきましては、予算審議の中で詳しく説明をさせていただきますが、主に基幹産業である漁業を中心とした産業振興予算、町営住宅建設事業、一般廃棄物処分場関連、温泉の安定供給に関わる事業、海洋深層水取水管増設整備事業などの建設や維持管理、長寿命化に係る修繕費予算のほか、ふるさと納税推進事業や人口減少対策としての移住・定住推進、子育て応援事業や羅臼高校支援活動、そして羅臼町の未来を創り上げていくための未来創造型事業などの将来への投資予算などがあります。

これから昨年までの取組を振り返りながら、まちづくりの基本姿勢を申し上げます。

まずは何といたっても、新型コロナウイルスの感染拡大によって町民の皆様は大変窮屈な生活を強いられており、当町の経済にも大きな影響を与え続けております。一日も早い収束を切に願っておりますが、全く先の見えない中で、町民皆様の不安は募るばかりであります。

今後も、役場内に設置している新型コロナウイルス感染症対策本部で協議を重ね、関係機関との情報共有や庁内連携を図りながら状況に応じた対策をまいります。

ワクチン接種につきましても、国や道の指導の下、知床らうす国民健康保険診療所や中標津こどもクリニック様の協力を得ながら進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の収束にはまだまだ時間がかかると思われまますので、引き続き町民の皆様には、今後も新しい生活様式による感染防止対策の実践をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症が猛威を奮っている中、基幹産業である漁業にも漁獲量の低迷や魚種交替という現実が押し寄せており、漁業を中心とした産業の在り方を真剣に協議し、改革しなければならない時期は既に来ていることを自覚するべきと思っています。そのためには、いろいろな機会を通して羅臼漁業協同組合をはじめ関係機関と今まで以上に踏み込んだ協議をし、行政としてできる対策や施策を行ってまいります。

商工業や観光業につきましても、新型コロナウイルスの影響を大きく受けておりますので、引き続き支援してまいります。アフターコロナやウィズコロナと言われる収束後の事業展開を見据えた準備も必要でありますので、しっかりと行動に移していくべきと考えております。

北方領土につきましては、旧ソ連に不法占拠されてから既に75年の歳月が過ぎ、北方領土返還要求運動の中心を担ってきた元島民の平均年齢は86歳を超えていることから、もう一刻の猶予もなく、一日も早い解決が求められております。

北方墓参や自由訪問、北方四島交流事業は新型コロナウイルスの感染拡大により実施が見送られており、ふるさとの島に自由に行き来することができない中、昨年は元島民の愛郷の思いを酌み、羅臼町と千島連盟羅臼支部の共催により洋上慰霊を実施いたしました。

北方領土隣接地域が自由な社会経済活動に対する多くの制約を受け、疲弊の一途を余儀なくされているなど、特殊な事情に鑑み、関係機関との協力と連携をさらに強化し、内政問題として北方領土の早期返還と隣接地域の振興対策を国や道に訴えてまいります。

昨年の執行方針で、人口減少や少子高齢化が加速する中、現下の厳しい社会情勢や当町の経済状況などを踏まえ、「将来にわたって活力あるまちを維持する」ための町の重点施策と、将来に向けた具体的な取組を検討していると述べさせていただきました。その検討の基、医療・福祉・介護などの従事者や目指す方への支援、結婚や出産への支援、生活全般に関わる当町の取組など、昨年度までの施策、そして本年度より本格的に進めてまいります施策として、町民の皆様に分かりやすくお伝えできるよう、施策内容をまとめた「知床らうす政策パッケージ2022」を作成し、本日議員の皆様にもお配りさせていただきました。

本年度の大きな重点施策は、子育て支援としてゼロ歳から18歳まで、いわゆる高校生までの実質医療費の無償化を決断し、8月より実施することとしました。

また、これまでの10年間はどちらかというと医療や高齢者福祉、介護への政策ウエイトが大きかったのですが、民間事業者の力を借りながら施設などの充実が図られてきたこともあり、昨年度からは子育てしやすい環境の充実や若い世代が将来に希望を持てるまちづくりを目指すためのKプロジェクト、未来創造型事業などの将来への投資予算を計上させていただきますいております。

このような予算や施策の活用により、持続可能な羅臼町の発展につながることを期待しております。

私は毎日、町の現状や将来を考えると、現在抱えている諸問題や課題をどう乗り切っていけばよいのか、また町の未来をどう創造していけばよいのか、自問自答していますが、どう考えを出してもそれが正解なのかと、また悩んでしまいます。

しかし、これからの羅臼町はゆっくり悩んでいる余裕はなく、このようなときだからこそしっかりと計画をし、目標を定め、町の持続可能な未来創造のため職員一丸となって取り組み、私自身、羅臼町長としての責務をしっかりと果たしてまいります。

以下、令和4年度のまちづくりの基本方向について、SDGs 17項目の目標に合わせて6点の主要な施策の概要を申し上げます。

初めに、地域を支える産業の活性化についてであります。

私が就任以来掲げているKプロジェクトにつきましては、アンダー60創造会議とオーバー60協力隊で今まで議論された内容の積上げに対し、未来創造型事業により気づきから行動へつなぐ取組を展開しているところであります。

日々進化する先進的な技術や各地で取り組まれる地域活性化事業などをヒントに、新たな産業の創出や起業といった町民皆様の自発的な行動と挑戦の機運を高め、町の未来を見据えた事業の展開を期待しております。

新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化に伴い、収束後を見据えた事業展開に

つなげるためにも、町の知名度向上の重要性はあらゆる分野において高まりを見せております。

地域を支える産業の活性化を図るため、羅臼町の知名度向上の取組としてあらゆる機会でも積極的にPRするとともに、メディアの情報発信力を活用し、町を活気づける施策や地場産品PR、世界自然遺産などに加え、地域課題にもスポットを当て、より多くの方々に羅臼町を知っていただき町の総合プロモーション事業に取り組んでまいります。

水産業を取り巻く情勢は、地球温暖化に起因する海洋環境の変化に伴い、魚種交替やサケ・マス漁の大減産、ロシアトロール船による沿岸資源への長期打撃、国後島周辺水域における安全操業の漁具被害や事故発生の懸念、ロシア側による臨検の頻発化、国の資源管理の推進など、様々な変化が生じていると言えます。

このような情勢に加え、漁業者の高年齢化や後継者不足による労働力低下などの課題も山積しておりますので、各関係機関と情報を共有し、将来に向けた対応策を見出していく必要があります。

羅臼漁業協同組合では、この間、漁場環境の整備や資源増大対策、さらには組合員資格の継承ルールの見直しなどの対策を講じてまいりました。

令和5年度には、定置・区画・共同漁業権の一斉更新が予定されており、中長期計画においても組合員の所得向上を最優先課題に、漁業調整が検討されているとお聞きしております。組合員相互の理解の下で、発展的に成立されることを願うとともに、水産業の持続可能性を向上させるために必要となる事業展開の情報を共有し、町の支援方法を検討・協議してまいります。

資源増大対策としては、回遊性魚種の漁獲が低迷する中であって、ウニ、ホタテなどの安定採捕につながる根付資源をはじめ、ナマコやカレイなどの浅海資源の増大のため栽培増殖事業に取り組んでおり、併せて漁場環境の改善を行うほか、関係機関の協力を得て、資源調査も行われております。町としても、引き続き沿岸漁業資源の維持、増産に向けた取組を支援してまいります。

また、北海道が取り組む資源増大事業は、知昭町及び礼文町沿岸の2工区でウニ囲い礁の整備工事が現在進行中であり、本年度からは於尋麻布漁港の沖合で、大規模な魚礁整備工事が開始される予定であります。

これら2事業は相互に補完し一体をなすもので、藻場造成とウニの資源増産により浅海魚類等における稚魚成長期や成魚の生息・産卵の環境を形成することで、資源の増大につながるものと期待しております。

昨年、Kプロジェクトの推進によるまちづくり人材の発掘と新たな産業創出に向けた機運の醸成へつなぐため、今後の地域を担っていく若い世代の方々と一緒に、道外の先進地視察研修を実施してまいりました。

将来の水産業振興・観光業振興を思い描き、未来創造型事業の取組の一環で行ったもので、陸上養殖の研究をされている岡山理科大学を訪ね、先進的技術を目の当たりにし、参

加者は熱心に聞き入り、刺激を受け、当町での新たな水産業の可能性やヒントを得たのではないかと感じました。

町内外の様々な分野の人と人がつながりを持ち、地域課題の解決に向かおうとする芽を大切に、産業の持続可能性を高め、雇用創出につながる新しい活動の応援をしたいと考えております。

海洋深層水の増設管整備につきましては、令和3年度末に取水管の製作が完了し、本年度早々に海底への敷設工事が開始されます。

引き続き、国直轄事業との連携事業として進めるもので、増設管による取水開始時期は、漁業活動最盛期の9月頃を目指予定しております。

その後、北海道開発局が中心となり、既存の取水管を用いて取水量の低下の原因究明やメンテナンス手法の確立を進め、将来的には2本の管で交互にメンテナンスを講じながら、安定した取水を可能とするものであります。

酪農業については、標津町農業協同組合や酪農家皆様の御努力の下で生産量は安定しておりましたが、飲用乳の需要が減り、乳価が下がる傾向にあります。また、一時、北海道の酪農業は、コロナ禍で業務用需要が大きく減少し、年末年始にかけて生乳の大量廃棄の懸念が高まりました。

このことを受け、酪農生産者や乳業者、販売店が連携して、国としても国民に向け牛乳消費拡大をお願いし、危機的な事態は回避されております。

標津町農業協同組合も生産者に生産抑制をお願いする事態となり、廃用牛の早期淘汰に対しては農業協同組合として補助制度を創設し、支援を行ってきたとの報告をいただきしております。

今後の牛乳・乳製品の消費動向が見通せないこともあり、また学校の春休みも控え需給緩和の動きは依然として予断を許さない状況が続いております。さらには国際貿易協定など、情勢変化が今後地域農業へ及ぼす影響にも注意を払っていく必要があります。これらを踏まえながら、引き続き酪農業の振興発展につなげるため、標津町農業協同組合や標津町との連携の下、生産基盤体制の安定に係る支援を図ってまいります。

観光業につきましては、コロナ禍に伴う旅行トレンドの変化により、個人志向や小グループ化の傾向が強まるとともに、アウトドアを含めた体験型観光の需要が以前にも増して高まりを見せております。

また、オフシーズンや密集しない観光等にも注目が集まっており、補助事業を活用したシレコプロジェクト推進事業による観光資源の磨き上げや新たなコンテンツの可能性など、観光客誘致の取組を進めているところであります。

当町が誇る自然とそこに生きる野生動物や食の提供は、多くの人々を魅了してきておりますので、これまで以上に関係機関と協力をし、観光PRや通年観光、広域連携による観光客誘致、交流人口の拡大を図る教育旅行の誘致など、引き続き観光客の動向や旅行形態の変化を注視し、持続可能な観光業の振興を図ってまいります。

道の駅知床・らうす玄関前広場は、令和3年度より臨時店舗やキッチンカーの受入れを展開しております。関係団体等で開催した特産品販売イベントでは、多くの来場者があり、今後の活用方法の可能性を見出すことができいておりますので、より多くの事業者利用を促進するとともに、イベント開催を働きかけ、道の駅知床・らうすの一層の活性化を目指してまいります。

知床羅臼NOASOBI・MANABIプロジェクトでは、オートキャンプ場を含めて観光振興及び地域活性化に関する地域連携協定を締結した株式会社スノーピークと連携しながら、知床のフィールドに着目した観光コンテンツの取組を進めてまいります。

商工業の振興につきましては、地場産品の販路拡大及びPR活動など、ふるさと納税の取組と関連づけて展開しております。

ふるさと納税における返礼品は、水産加工品が大半を占めていることもあり、漁獲量などに左右されるところですが、町内事業者との連携をより強め、新たな商品開発や在庫数の確保など、蓄積されたデータを基に、より多くの寄附を募ることができるよう取り組むとともに、ふるさと納税PRイベントへの参加や有名百貨店が行う物産展への町内事業者の出店、飲食店と連携した食材提供など、当町の地場産品が全国の方々に親しまれるよう進めてまいります。

地域の食材を全国にPRする羅臼町認証店制度では、19件の認証店が登録されており、制度活用による地場産品の付加価値向上や販路拡大の取組は、関係企業との連携により羅臼町の食材を題材にしたイベント開催などにつながっておりますので、連携を強化・継続し、商工業の活性化を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響は、国内でも様々な影響をもたらしており、当町の産業経済にも多大なダメージを与え続けておりますので、引き続き町内業界団体との話し合いの場を持ちながら、実態を把握し、産業の持続的な対策を講じる必要があると考えております。

次に、安全・安心なまちづくりについてであります。

防災につきましては、全国各地で発生している豪雨や豪雪災害など、当町においても例外なく、加えて地震や津波が襲来する可能性もあり、町民の生命及び財産を守るため、平時から防災対策への取組が重要であると認識しております。

災害全般にわたる対策としては、災害時備蓄計画に沿った計画的な災害備蓄品及び感染症に配慮した備蓄品の整備・入替えを進めるほか、地震・津波を想定した全町民の一斉避難訓練など、地域住民の防災意識の向上と関係機関との連携強化を図ってまいります。

防災教育では、町民が災害についての様々な知識を持ち、いざという時に適切な行動を取ることができるよう、引き続き広報等を通して継続的な防災知識の啓発を図るとともに、児童生徒に対する防災教育では、災害時に「生きる力」を育む取組として、教育委員会や各学校とも連携を図りながら、一日防災学校の実施に向けて支援してまいります。

また、令和3年7月に公表されました日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による太平洋

沿岸の津波浸水想定に伴い、新たなハザードマップを作成させていただきましたので、それらを活用した啓発、さらには令和3年度から工事を進めております防災行政無線デジタル化整備につきましても、本年11月の完全移行に向けて各世帯への戸別受信機の入替え等を進めてまいります。

災害はいつ、どこで起こるか分かりません。「自分の命は自分で守る」という原点に立ち、一人一人が日頃から災害に備えていただき、行政としても町民の安全・安心を確保するため、引き続き防災・減災対策の強化に取り組んでまいりますので、町民の皆様におかれましても、災害対策へのさらなる御理解と御協力をお願い申し上げます。

波浪・高潮による被害が毎年のように発生しておりますが、現在、護岸整備計画に基づく工事が順次実施され、新たな要望区域につきましても、公共事業化に向け北海道の事前評価が行われております。

また、令和2年12月に被害の大きかったセセキ地区は、釧路建設管理部において被災者の聞き取りなど鋭意御対応いただき、整備計画が作成されたところでありますので、予算措置が整えば、本年度から消波ブロックの増設、かさ上げなど着手される予定となっております。なお、これらの工事は完成までに時期を要しますので、人命・財産を守るための行動と関係機関との連携の下で、引き続き被害防止対策を講じてまいります。

老朽化が著しい町営住宅の適正な活用を図るため、羅臼町町営住宅等長寿命化計画に基づき、平成30年度より計画的な建て替えと改善事業を推進しているところであります。本年度は、緑町団地1棟6戸の建設工事に着手し、年度内の完成を目指しております。

町民皆様の日常生活に欠かすことのできない、重要なライフラインの一つである水道事業につきましては、人口減少や施設の老朽化状況などを踏まえ、将来にわたり安全で安心できる水を安定的に供給していくためにも、水道事業の目指すべき基本的な方向性や今後の取り組むべき目標をまとめ、効率的な水道事業運営と健全で安定した経営を目指すため、水道ビジョンの策定に取り組んでまいります。

移住・定住対策では、人口減少や少子・高齢化が加速する中、当町に住みやすい環境を整備していただくため、新築・中古住宅の取得とリフォームに対する補助や町外からの引越しにかかる費用の一部を補助する移住・定住促進補助金を創設し、移住・定住の促進を図ってまいります。

次に、幸せを感じる医療・保健・福祉・介護の充実についてであります。

昨年末から、感染力の強いオミクロン株による新型コロナウイルスの感染者が全国的に未曾有の広がりを見せ、いまだに収束が見通せない状況が続いております。

治療薬も使用されるようになりましたが、併せて感染や重症化を予防するため、本年2月1日より知床らうす国民健康保険診療所において、コロナワクチンの追加接種を高年齢の方々から個別接種にて開始しております。

また、個別接種に加え、4月から6月末を終了予定として日曜日の集団接種も併せて進めてまいりますので、希望される方は早めの接種をお願いいたします。

また、今後もこの感染症と共存しながら生活していくこととなりますが、町民皆様の不安が払拭されるよう、迅速な情報提供や支援に努めてまいりますので、引き続き感染防止対策と感染者等への配慮をお願いいたします。

子育て支援では、現在実施している午後3時までの幼稚園の預かり保育無償化や不妊治療をされている方への経済支援に加え、第2期羅臼町総合戦略でも打ち出しておりました高校生までの医療費無償化を、本年8月に実現することといたしました。これにより、妊娠期から子育て期に係る経済的な負担軽減を重点的に図り、安心して子供を産み育てる環境づくりをさらに進めていけるものと考えております。

ゼロ歳から就園前の保育につきましては、事業所の認可外保育施設ちゅーりっぷ保育園を昨年4月から地域型保育事業小規模保育B型に移行したことにより、町が保育認定を行った子供が利用できる保育施設といたしました。

小学校2校の空き教室で開設している放課後児童クラブとともに、就労家庭等の保育が必要な家庭を支援し、今後も保育ニーズに応えられるよう、保育事業者や幼稚園等と連携しながら安定した保育事業の継続を実施してまいります。

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や子育て等に関しましては、昨年4月、保健福祉課内に子育て世代包括支援センターを開設いたしましたので、本年度はセンター機能の周知を図り、親と子供が必要なサービスを妊娠・出産・子育て期まで切れ目のない支援体制を整え、様々な相談に対応してまいります。

各種健診や保健事業は、2年以上にわたる新型コロナウイルス感染症の流行により中止せざるを得ない状況が続いておりますが、この感染症と共存しながら、疾病の予防や健康づくり事業を推進し、健康寿命を延伸していくことが重要な課題となっております。

本年度は、引き続き健診未受診者の受診勧奨に力を入れるとともに、生活習慣病などで治療中の方のデータ受領を効率的に行うことや、複数の医療機関を受診されている方などに見られる重複服薬を減らすよう被保険者への指導を強化することにより、医療費の適正化を実施するとともに、個々の健診結果に基づいた支援を引き続き実施してまいります。

国民健康保険事業は、都道府県化により北海道内の国保加入者の統一保険料を徐々に目指すために、昨年度は保険税率を北海道が示す標準保険料率に改正し、加入者負担の公平化を図ってまいりました。今後もこの標準保険料率での賦課を実施し、全道どこに住んでいても同じ所得、世帯構成であれば同一の加入者負担となるよう公平化を目指してまいります。

知床らうす国民健康保険診療所の運営につきましては、3期目の指定管理期間を迎え、24時間救急の受入れと14床の病床の確保、医療・保健・福祉の連携による地域包括ケアの内容を継続していくことで了承をいただき、令和9年3月31日までの5年間の基本協定を本年4月1日付で締結する予定です。

町民一人一人が安心して生活するため、診療所や在宅での医療サービス、健康づくりを中心とした保健サービス、リハビリや介護などの福祉サービスを、関係者と連携し進めて

まいります。

町内の医療職・介護職の不足につきましては、引き続き人材育成・確保に努め、医療・介護現場の充実を図っていく必要がありますが、特に介護職は全国的な職員不足により、町内外からの求人が見込めないことから、外国人労働者の導入等についても各事業者と検討したいと考えております。

障害者福祉につきましては、昨年度策定した羅臼町障がい者計画及び第6期障がい者福祉計画に沿い、障害を持つ方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、羅臼町社会福祉協議会や各福祉関係団体と連携を深めながら、就労をはじめとした様々な社会経済活動の支援を進めてまいります。

町民皆様には、健康で明るく充実した生活が送れるよう、これら医療・保健・福祉・介護の充実に向けてまいりますので、それぞれに対象となる健診の受診により、御自身の身体状態の確認や生活改善など、積極的な健康管理に御協力いただきますよう、強くお願いを申し上げます。

次に、潤いある快適な生活環境の充実についてであります。

ゼロカーボンシティの推進につきましては、国は温室効果ガスの排出を2013年度と比較して2030年度に46%の削減、2050年には実質ゼロを目標としており、当町においても、昨年3月16日にゼロカーボンシティを宣言したところであります。

これまで、既に実施している温泉熱を利用した暖房設備の整備や照明器具のLED化など、公共施設に係る取組が主でありましたが、今後は地域の自然的・社会的に応じた温室効果ガスの排出抑制などを行うため、地球温暖化対策実行計画の区域施策編の策定を検討しております。

まずは庁舎内で検討し、必要に応じて関係機関との協議や環境審議委員などの意見をいただき、ゼロカーボン実行のための計画を策定した上で、温室効果ガス削減につながる再生エネルギーの導入など具体的な取組を選定しながら進めていきたいと考えております。

マイナンバーカードの普及促進につきましては、平成28年1月から交付が開始され、政府では本年度中に交付率100%を目標に掲げておりますが、当町の交付率は本年2月1日時点で31.3%であり、全国平均の41.8%より低い状況にあります。

さらなる交付率の増加を図るため、マイナポイント第2弾の情報を人が集まる事業などの場でPRするとともに、休日の窓口の開設回数を増加するなどの取組をしてまいります。

また、役場窓口で申請した場合は、受領時も来庁が必要となることから、希望者には受領方法を郵送でも可能とする新たな取組を展開し、普及促進を図ってまいります。

ごみの減量化につきましては、リユース意識向上の取組の一つとして、令和2年8月に株式会社ジモティーと協定書を締結し、粗大ごみ等を無償で再利用できるシステムを開始いたしました。

本年1月末までに36点の出品があり、29点の取引が成立されておりますので、今後

もこの取組を広報誌のほか、羅臼町公式LINEなどのSNSを活用したPRや人が集まる事業などの場で周知し、利用の拡大を図ってまいります。

また、本年4月1日からのごみ袋の料金改定では、資源ごみ袋を値下げし、ごみの分別を徹底することで、リサイクル資源の循環につなげたいと考えておりますので、今後も、広報等を通して周知を行い、町民のリユースやリサイクル意識の向上と、資源の再活用・再利用による循環型社会の形成を目指してまいります。

環境保全につきましては、依然として空き缶やペットボトルのポイ捨て、家電の不法投棄が後を絶たない状況にあることから、中標津警察署羅臼駐在所、羅臼海上保安署と連携し、監視体制のさらなる強化を図るとともに、道路管理者であります釧路開発建設部や釧路建設管理部にも情報提供を図ってまいります。

町内各所には、ポイ捨て防止看板やのぼりの設置、広報等による啓発を継続するとともに、不法投棄現場には、監視カメラを設置して不法投棄の撲滅を目指します。

防犯対策や交通安全対策の取組につきましては、中標津警察署や羅臼駐在所と連携を図り、防犯・交通安全に関する広報などや啓発物資を活用して情報提供や注意喚起をするほか、防犯協会や交通安全協会と協力して、引き続き防犯パトロールや交通安全街頭啓発活動を実施してまいります。

また、幼稚園や学校の交通安全教室では、交通安全指導員が園児や児童に交通安全の指導をしていただいているところですが、高齢化が進んでおりますので、交通安全指導員の確保に努めてまいります。

地域公共交通につきましては、町外とを結ぶ阿寒バスの運行が重要でありますので、安定した運行ができるよう北海道や沿線の関係市町と協議し、公共交通の維持のためにも釧路・根室地域公共交通計画の策定を進めるものであります。

一方、町内の公共交通は阿寒バスが運行し、100円で乗車できますが、地区によっては主要道路まで距離があることや、休日の定期便が少ないこともあり、ハイヤーと併せた運行が必要になります。

近年は高齢者が運転免許証を返納することが見受けられ、特に町内の公共交通につきましては、新たな交通手段の導入も含め、町内の公共交通計画を検討してまいります。

温泉の供給につきましては、有効活用されずに放出している温泉熱エネルギーを極力削減するとともに、利用する温泉水量を調整することでポンプ類の消費電力量を低減し、省エネとCO₂排出を削減、また、泉源を将来にわたり継続的かつ大切に利用していくため、熱水造成塔及び加水ポンプ等の更新と自動制御システムの整備を行う高効率化改修工事に着手し、温泉の安定供給を目指してまいります。

当町は、豊かな自然環境と貴重な動植物の生態系からなる知床を抱えた、世界自然遺産の普遍的価値を人類全体の遺産として将来にわたり伝え、保全していく責任を負っています。

町民皆様とこのことを理解し、斜里町や知床財団と連携しながら、国内外から訪れる

方々に対しても、知床半島先端部地区の利用の心得など各種ルールが存在することを通して、自然環境の保全に参画していただきけるよう啓発するとともに、その理念に基づき、将来に向かって今後の知床半島の適正利用の在り方や啓発拠点機能の充実など、関係機関とともに協議を重ねてまいります。

陸域の生態系の頂点に君臨するヒグマの存在は、知床が豊かであることの証であり、そして共存共生の知恵は、当町の教育の地域学である「知床学」にも位置づけられております。この自然環境を維持しするためにも、ヒグマ管理計画をはじめとする各種計画に基づき、生態系を守ってまいります。

一方で、人側の行動に起因して、人なれ熊や問題熊が一定程度、発現してしまうことが分かっており、こうした課題の共有に向けてもさらなる地域浸透を図ってまいります。

そのような中、連合町内会の協力を得て、全町挙げての取組となった草刈り活動は、ヒグマと人の生活圏の緩衝帯をつくる取組により、市街地への進入低減につながっております。

野生鳥獣の適正な管理に当たって非常に重要な存在であるハンターにつきましては、将来的な人材不足が懸念されておりますので、新規狩猟免許取得事業補助金もPRしながら地元猟友会の協力をいただき、地域と連携を図り、人材確保に向けたハンターの増員を目指してまいります。

これら保全と管理の両面を地域課題として、北海道に対し先導的な役割を果たしていけるよう訴えていく必要があります。

次に、豊かな心を育む教育文化のまちについてであります。

当町では、子供の学力や体力の向上をはじめ、望ましい生活習慣の定着やいじめの根絶、豊かな心の育成、障害のある子供への支援など、多くの教育課題があります。また、家庭の教育力の低下への対策や地域全体による子供への支援強化も必要とされており、この多くの課題解決につきまして、羅臼町教育大綱に基づき取り組んでまいります。

さらなる英語教育の充実では、広く国内や世界に向けた情報発信や様々な国の人々と積極的に交流ができるよう、地域おこし協力隊による英語力を身につける機会の提供を図り、グローバルな人材に育ててほしいと願っております。

当町は、将来にわたって輝き続けていくため、羅臼高等学校と連携を密に情報共有を図りながら、生徒や保護者にとって進学したいと思える魅力ある学校づくりと学力向上やグローバル人材の育成等に対する支援をしてまいります。

羅臼高等学校では、当町の自然環境を生かした取組など様々な活動を実践しており、持続可能な羅臼の活力ある未来に向けて、道外などからも生徒を受け入れることができるよう北海道教育委員会への要請を検討してまいります。

社会教育につきましては、第8次社会教育中期計画に基づき、ふるさと教育を推進するとともに、地域づくりや新たな発想・創造につながる活動など、今後のまちづくりの中心的役割を果たすリーダーの養成に努めてまいります。

図書館につきましては、多くの町民が読書に親しめる環境づくりを整備するため、検討・協議を行ってまいります。

スポーツ・文化の振興につきましては、昨年7月にリニューアルオープンした町民体育館らうすぽをスポーツ・文化活動の中心として、誰もが楽しみながら参加できるスポーツ・文化活動を企画し、コミュニティーの醸成と心身の健康づくり、地域づくりに寄与する事業の提供に努めてまいります。

日本遺産として登録された「鮭の聖地の物語～根室海峡一万年の道程」は、1市3町で構成する鮭の聖地メナシネットワークにおいて、昨年度策定した地域ガイドのスキルアップ事業、周遊モデルコースの事業化に向けた取組を推進してまいります。

また、各種会議や広報等を通じて積極的にPRし、地域に根差した事業となるよう取り組んでまいります。

最後に、身の丈に合った財政健全化の実現についてであります。

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい財政環境が徐々に緩和されつつあるものの、引き続き持ち直しの動きに弱さが見られ、先行きについては経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されていますが、新たな変異株の出現による感染拡大への懸念が生じていることから、内外経済への影響などを注視する必要があります。

地方財政の中で、新型コロナウイルス感染症に対応するとともに、デジタル変革の加速やグリーン社会の実現、地方への新たな人の流れの強化などによる地方創生の推進、防災・減災、国土強靱化をはじめとする安全・安心な暮らしの実現など、活力ある地域社会の実現などに取り組むことができるよう、安定的な税財政基盤を確保することとされております。

このような状況の下、当町の令和4年度一般会計における当初予算の総額は、約52億7,000万円で、昨年度当初予算に比べまして6.2%、約3億700万円の増額となりました。

この主な要因としまして、事業関係では、昨年度で、防災行政無線デジタル化更新事業の個別受信機整備を除くデジタル化工事分や各小学校・春松幼稚園LED改修事業などが完了いたしました。本年度は、ふるさと納税推進事業を2億円増額して7億円としたほか、町営住宅緑町団地建設事業に約1億9,400万円、次期一般廃棄物最終処分場整備関連負担金に約8,000万円、温泉供給施設高効率化改修事業に約6,700万円、北海道立羅臼高等学校支援及び全国公募事業に約1,900万円など、事業費の追加に伴う増額であります。

また、昨年度来、公債費の増高が続いている状況にもあります。

これらの財源を確保するため、収入の多くを地方交付税に依存している当町ではありませんが、基幹産業である漁業の長引く低迷や人口減少などに伴い、町税収入の減収が続いている状況などから、本年度も財源不足を補うために公共施設整備基金や財政調整基金のほ

か、昨年度同様、増高している公債費の償還財源として減債基金も加えた、総額約5億3,000万円を取り崩すなど一層厳しい予算編成になりました。

歳入につきましては、水産業の不振に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光業や飲食業なども大きな損失を受けており、町全体として不景気色が一段と色濃くなっております。

このような状況から、以前のような税収入の確保は困難となっており、徴収対策には大変苦慮しているところではありますが、引き続き納税意識の高揚を図るとともに、納期内完納の啓発などにより税収確保に努めてまいります。

滞納者に対しましては、滞納の累積化や再発を防ぐため、きめ細かな納税相談に加えて、預貯金調査なども積極的に行い、特に誠意の見られない滞納者につきましては、釧路・根室広域地方税滞納整理機構や北海道とも連携しながら、引き続き法令に基づき滞納整理を粛々とかつ厳格に進めるとともに、税外収入につきましても債権管理条例の規定より、適切な収納対策と滞納整理を進めてまいります。

一方、歳出につきましては、令和2年度決算における財政健全化法に定められました四つの指標は、一般会計・各特別会計ともに黒字決算を維持し、全ての指標で国の基準を満たしており、指標では健全な状態にあるとは言えるものの、特に一般会計におきましては、財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率が高い水準で推移しており、財政の硬直化が進んでいる状況にあるため、町税収入の増加や割合の大きな経費の削減など、弾力性を確保する対策を講じることが急務になっております。

今まで以上に創意工夫をもって行財政改革に取り組ながら、歳出全般にわたり経常経費の節減に努め、事業の必要性や緊急性、費用対効果の観点による取捨選択を行うとともに、償還財源を確保するため公債費の適正管理など、徹底した見直しを図ってまいります。

また、特別会計につきましても、独立採算の原則に基づき、健全性を確保するため徹底した歳入確保と歳出削減を図るとともに、各会計内の自助努力による繰出金の抑制に努めてまいります。

こうした極めて厳しい財政状況ではありますが、重点施策である町営住宅長寿命化事業や防災行政無線デジタル化更新事業、一般廃棄物最終処分場建設事業などを着実に進めながら、直面する行政需要を的確に把握し、限られた財源の重点的・効果的な配分により、最小の経費で最大の効果が得られるよう徹底した検討を行ってまいります。

引き続き、財政調整基金などへの積極的な積立てや元利償還金と借入金のバランス確保に努めながら、独自の財政構造の構築により、財政健全化計画に基づく、身の丈にあった財政健全化の実現を目指してまいります。

以上、令和4年度の町政を執行するに当たっての基本姿勢と主要な施策の概要について述べさせていただきました。

新型コロナウイルスの感染者が国内で確認されてから2年が経過しますが、いまだに収束の見通しが立たない状況の中、私たちの生活は激変し、長引く漁業の低迷と併せて地域

経済は、かつて経験のしたことの無い想像を超える大きな打撃を受けております。

また、SDGs達成に向けた自治体への役割はますます大きくなってきており、漁業資源の減少、医療・福祉の充実、教育の推進など様々な地域課題と温室効果ガスの削減や人口減少問題、人材確保対策など全国共通の課題に対する取組を積極的に進めていく必要があります。

このような厳しい情勢の中、今後、財政的にも大きな影響が出てくることが予測されますが、町政を担当させていただき2期目の最終年、初心を忘れず、町民の幸福の実現のため羅臼町が秘めている計り知れない可能性のあるポテンシャルを最大限に生かし、全力を尽くして将来の羅臼町に希望を持てるまちづくりに努めてまいります。

町民の皆様、議員各位、羅臼町を応援してくださる全国の皆様のより一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、令和4年度の行政執行方針といたします。

○議長（佐藤 晶君） ここで、午後2時10分まで休憩といたします。2時10分より再開をいたします。

午後 1時58分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

○教育長（和田宏一君） 令和4年羅臼町議会第1回定例会の開催に当たり、教育行政の基本姿勢及び主要な施策について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が依然として大きい昨今、新たな生活様式として、マスクの着用や三密の回避、消毒作業などの感染症対策が日常化し、これまでの生活や人々の価値観が大きく様変わりする中、学校教育の在り方もまた大きく変化をしてきており、従来の知識や経験だけでは解を見出すことが難しい時代となっています。

また、学校現場において、ICT化が急速に普及をする中、児童生徒一人一人には、情報モラルや情報リテラシーといった、情報を扱う上での道德心、大量の情報の中から必要なものを収集し、分析・活用する知識や技能の習得が求められてきます。

依然として回復の兆しが見えない人口減少やますます加速化するグローバル化への対応、持続可能な地域づくりのための環境教育の充実などの取組を、SDGs17の目標を念頭に行うことにより、次代を担う子供たちが豊かな語学力やコミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身につけ、様々な分野で活躍できるよう育成することが大切です。

当町の豊かな自然環境や歴史・文化の下で、子供たちがふるさとに誇りと愛着を持ち、共に支え合い、自らの感性や創造性を磨き、無限の可能性を發揮するたくましい人材へと

成長していくことができるよう、羅臼町教育大綱を基に、町民の皆様と様々な分野について広く緊密な連携を図りながら、教育の充実・発展に取り組んでまいります。

こうした認識の下、教育行政に臨む基本姿勢を申し上げます。

当町の教育目標である「ふるさと羅臼の躍進を創造し、いきいきと逞しく行動する心豊かな町民の育成」の実現に向け、SDGs 17の目標を念頭に、羅臼町教育大綱で示されている「社会で生きる力の育成」、「羅臼町の未来を拓く人材の育成」、「生涯学習や芸術文化・スポーツの振興」の3項目を大きな柱とした施策の推進を行います。

また、大きく変化し続ける社会において、誰一人取り残すことなく、全ての子供たち一人一人が質の高い個別最適な学びと協働的な学びを受けることができるよう、学びを止めない、心を近づける教育を推進し、学力・体力の向上をはじめとする郷土愛に満ちた教育施策を充実してまいります。

この先、当町が持続的に発展していくには、人材の確保とともに人材の育成が必要不可欠であり、学校教育での次代を担う子供たちの育成と社会教育での現在を支える青年層の育成を通し、地域の活力を支える教育行政を推進してまいります。

次に、主要な施策の概要を申し上げます。

初めに、社会で生きる力の育成についてであります。

平成24年に現在の羅臼町幼小中高一貫教育推進協議会の前身である羅臼町幼小中高一貫教育研究会が組織されてから、当町の幼小中高一貫教育の取組は10年を経過しました。

本年度は、昨年度制定した幼小中高の共通の研究主題と、羅臼町学力向上プランに基づき、校種を越えて連携を深め、確かな学力の育成に取り組むとともに、成果の発表の場として、幼稚園・小中学校ごとに公開授業研究会を開催し、授業の検証を行います。

また、教師個々の授業力を高めることが学力向上に大きく関わることから、校内研修、幼小中高を対象とした合同研修会のほか、道立教育研究所と連携した研修講座を実施するとともに、知床未来中学校においては、北海道教育大学付属釧路義務教育学校後期課程と連携した研修を実施し、教師の授業力向上に努めます。

さらに、羅臼町幼小中高一貫教育推進協議会の組織再編を行い、全教職員に役割を持たせることにより、幼小中高一貫教育を一層推進させ、SDGsの4番目の目標である「質の高い教育をみんなに」を目指します。

確かな学力の育成には、言語活動や探求的な学習の充実が必要であり、継続して学校司書を配置し、各校を巡回することにより、学校図書館のさらなる機能の向上を図ります。また、図書館司書と連携した読書活動等を通じて、園児・児童生徒の豊かな人間性の育成に努めるほか、不足していると言われる家庭での読書を推進するため、家読活動に取り組み、「4 質の高い教育をみんなに」を目指します。

健やかな体を育む教育に関し、小学校において実施した体育専科教員活用事業及び体育エキスパート教員巡回指導事業における授業改善の成果を継承します。

また、全学年で実施している新体力テストを通じ、児童生徒の実態を把握し、体育科の指導内容・指導方法のさらなる工夫改善に努め、体力の向上を目指します。

さらに、児童生徒が栄養バランスの取れた食事を行うことができるよう、栄養教諭を活用した継続的な食育指導を計画的に行い、食に関する知識とバランスのよい健全な食生活を実践できる力を育み、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」を目指します。

いじめは、どの子供にも、どの学校においても起こり得るものとして、日常からの未然防止、早期発見、早期対応に努めるという意識が大切です。

羅臼町いじめ防止基本方針に基づき、いじめは人間として絶対に許されないという毅然とした態度で取り組むとともに、学校・家庭・地域、その他関係機関の連携・協力の下、日頃よりいじめに対する適切な対応に努め、「5 ジェンダー平等を実現しよう」、「16 平和と公正をすべての人に」を目指します。

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基盤を培う上で大変重要なものであることから、幼稚園での活動全体を通して、幼稚園教育要領で定める「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」への育みを実現させる質の高い教育を提供できるよう関係機関と連携し、教員のニーズに応じた研修の充実を図り、「4 質の高い教育をみんなに」を目指します。

児童が義務教育の始まりにスムーズに適応していくことができるよう構成したスタートカリキュラムの編成実施に当たっては、幼稚園・小学校それぞれの役割を果たし、相互の幼児児童の実態や指導方法について理解を深め、広い視野に立って幼児児童に対する連続性・一貫性のある教育を相互に協力し合うよう努めます。

さらに、ALT（外国語指導助手）による外国語活動を年少児から年長児までの全てで実施し、園児が楽しく英語に触れる機会を持たせ、「4 質の高い教育をみんなに」を目指します。

特別支援教育は、特別な支援が必要な子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服あるいは改善するため、適切な支援を行うことが必要です。

幼稚園や小中学校の特別支援教育コーディネーター等を中心に、保護者や関係機関と連携した支援体制の充実を努め、個別の支援計画「こんぱす」の一層の活用を促進するとともに、より一人一人のニーズに沿った学習とするための指導計画を作成し、切れ目のない一貫した支援を目指します。

また、専門的な知識をもって指導できるよう、指導者への研修機会の充実を図るとともに、支援が必要な子供を持つ保護者へのサポート体制として個別面談や研修会を充実させ、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」を目指します。

健やかな子の成長を願い、地域全体で子供たちの学びを支援し、地域とともにある学校

づくりを行うため羅臼町学校運営協議会を設置し、社会に開かれた教育課程の実現を目指して、地域の協力を得ながら取り組んでおります。

今年度も各学校区に配置しました3名の地域コーディネーターと連携を密にしながら、さらなる組織強化を図るとともに、子供の教育を軸として、学校教育と社会教育とが協働・連携を図り、地域の教育力を充実させることにより、「4 質の高い教育をみんなに」、「1 1 住み続けられるまちづくりを」、「1 7 パートナースHIPで目標を達成しよう」を目指します。

子供たちの安全・安心で健やかな育ちの基盤である家庭の教育力向上につきましては、多様化する家庭状況にあっても等しく教育力を高めるため、子供たちの望ましい生活習慣の定着に結びつけ、子供たちの健やかな成長と自律、親力向上の研修の機会として、親子で参加する体験型の学習会等を開催し、「1 貧困をなくそう」、「4 質の高い教育をみんなに」を目指します。

I C Tを活用した教育では、登校が困難な状況下であっても、学びを止めない教育環境実現のため、これまで1人1台端末の整備のほか、全ての小中学校において遠隔授業を行える環境を整備し、実際に遠隔授業を実施してきております。

また、デジタル教科書について、一部教科で導入しておりますが、本年度はさらに教科数を拡大するとともに、デジタル教科書を活用した授業の指導方法工夫改善に向け研修の機会を設け、I C Tの特性を生かし、個に応じた学習の充実が図れるよう努めます。

なお、急速に進む情報化社会に伴い、インターネットやS N Sを活用する機会が増加し、様々なトラブルも増加しています。児童生徒に情報モラルを身につけ、思いやりのある行動が取れるように、また、情報を全てうのみにするのではなく、客観的に判断する能力を育てるための情報リテラシー教育に力を入れることで、「4 質の高い教育をみんなに」を目指します。

各学校では、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、子供たちの学びを最大限に保障するという観点に立って学校教育活動に取り組んでいます。こうした教員の業務負担増を軽減するためにも、より実効性のある働き方改革の取組を一層進めていく必要があります。

第1期羅臼町アクション・プランによる学校閉庁日や部活動休養日の設定は、当初の目標を達成し、一定の定着が図られていますが、さらに働き方改革の理念を正しく理解し、全ての教職員に勤務時間を意識した働き方の実現を目指すため、教職員の時間外在校等時間の公表を行うとともに、令和4年度からの第2期羅臼町アクション・プランを推進し、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「8 働きがいも経済成長も」を目指します。

教育施設に求められる機能・性能を長期にわたり確保することを目的とした羅臼町教育施設等長寿命化計画にのっとり、本年度は羅臼幼稚園の照明のL E D化を実施し、教育環境の充実を図ることにより、「1 1 住み続けられるまちづくりを」、「1 2 つくる責

任つかう責任」を目指します。

次に、羅臼町の未来を拓く人材の育成についてであります。

羅臼高等学校は、近年のグローバル化や情報化の進展などの社会の急速な変化や、生徒の興味・関心、進路希望等の多様化、中学校卒業生数の減少などの環境の変化に対応し、未来を担う人材を育む教育機能の維持向上を図るため、生徒や保護者にとって進学したいと思える魅力ある学校づくりを進めております。

教育委員会では、その様々な取組を支援するとともに、持続可能な環境や魅力ある学校づくりに向けた取組について羅臼高校や関係機関等と連携・協議し、「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「11 住み続けられるまちづくりを」を目指します。

当町では、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育を推進するため、平成24年度より、町内の幼小中高全ての学校をユネスコスクールに登録し、海の豊かさや陸の豊かさを守る取組の達成に向け知床学として、クマ学習、生態系学習や海洋教育、キャリア教育などに取り組んできております。

特にその中心となる海洋教育については、令和元年度から町内全ての幼稚園・学校が海洋教育パイオニアスクールプロジェクトの指定を受け、教材開発と授業実践に取り組んできました。

本年度は、知床学の副読本の改訂を行うとともに、パイオニアスクールプロジェクトの先進校や先進地を視察し、意見交換や課題協議を行い、海洋教育の発展に努めてまいります。

ESDを推進してきた当町は、新たにゼロ・カーボンの目標を追加し、SDGsという具体的ゴールに向かい、これらの理解を深めるため、また、ふるさと教育の充実のためにも教職員の研修機会の充実と、ユネスコスクール発表会などを通じて情報発信を推進することにより、「11 住み続けられるまちづくりを」、「13 気候変動に具体的な対策を」、「14 海の豊かさを守ろう」、「15 陸の豊かさも守ろう」を目指します。

キャリア教育は、子供たちが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たして、自分らしい生き方を実現する力を身につけさせるものであり、小学校1年生から中学校3年生までの9年間を見通した羅臼町版キャリアパスポートにより、それぞれの個性に応じた進路の実現につながるよう努めます。

また、各種関係団体との連携の下、当町の基幹産業である水産業をはじめ、酪農や観光業、食品加工業など多種多様な職業体験の場の確保に努め、児童生徒の将来の職業選択の幅を広げさせることにより、「8 働きがいも経済成長も」を目指します。

世界自然遺産「知床」の地である当町にとって、海外への情報発信や多様な国との交流を図ることは大切であり、そのためのグローバル人材の育成に力を入れていくこととしています。

昨年度に引き続き、英語教育の充実のためALT（外国語指導助手）を2名体制にするとともに、地域おこし協力隊を活用し、授業のほかにイングリッシュキャンプを実施する

など、子供たちが日常的に英語によるコミュニケーションができる力を育ててまいります。

また、児童生徒が自らの英語力の向上を体感し、さらなる高みを望む意欲を醸成するため、小学校5年生から実用英語技能検定への受験を促し、将来的には中学校3年生卒業時に実用英語技能検定3級合格率50%、高校3年生卒業時には準2級から2級程度の合格率30%を引き続き目指してまいります。

さらに、各小中学校及び高等学校における知床学の学習の成果発表を英語で行うこととし、世界に向け発信することによって、「4 質の高い教育をみんなに」、「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」を目指します。

次に、生涯学習や芸術文化・スポーツの振興についてであります。

現代社会においては、生涯学習を通して豊かな心を育み教養を高めることはもとより、情報化社会を生き抜く術を身につけることが必要とされています。

現在、図書館は役場1階に開設し、町民の読書活動を継続しております。しかし、施設が狭く開架冊数や図書館機能が限られ、十分な図書サービスが行えていないことから、代替施設も含め、今後の在り方についての協議・議論を加速させてまいります。

また、第2期子どもの読書活動推進計画により、子供たちの読書習慣の定着や家庭での読書の取組を推進し、「1 貧困をなくそう」、「4 質の高い教育をみんなに」を目指します。

当町の社会教育は、第8次社会教育中期計画に基づき、各種事業を実施しており、その効果・検証を行い、地域に誇りと愛着を持ち、主体的に行動できる町民の育成を目指したふるさと学習を推進し、「11 住み続けられるまちづくりを」を目指します。

公民館については、多様な学習機会や集会の場として、地域における住民の学習要求等に総合的に応える社会教育施設であり、地域社会の形成や地域文化の振興に大いに貢献する日常生活に最も身近な生涯学習の施設として重要であると認識しております。

今後の公民館の在り方につきましては、引き続き関係団体等と意見交換を行いながら検討し、「4 質の高い教育をみんなに」、「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」を目指します。

郷土資料館では、羅臼の歴史・文化・自然についての資料展示や継続的な文化財保護活動を行っております。

当町の歴史、文化を伝承し、郷土に誇りと愛着を持つ子供たちの育成を図るため、町内の小中高のふるさと学習において、旧石器時代からオホーツク文化やアイヌ文化、近代の羅臼に至るまでの歴史や生活、文化について学習する機会の提供を図り、「4 質の高い教育をみんなに」、「11 住み続けられるまちづくりを」を目指します。

防災教育につきましては、児童生徒の安全確保の観点から、地震や津波、台風などの自然災害時において、自ら身を守る能力を育むため、本年度、北海道実践的安全教育モデル構築事業の指定を受け、大学や防災関係者による講演や授業等を行い、地域住民や児童生

徒の防災意識を高め、「11 住み続けられるまちづくりを」を目指します。

文化・芸術活動の振興につきましては、町民がつながり、心を結ぶ地域づくりとなるよう団体・サークル等と連携し、芸術文化鑑賞の機会提供や活動成果の発表機会の充実を図ります。

また、本町の文化発展に寄与することを目的とした羅臼町文化協会をはじめ各種サークルの活動に当たって、持続可能な活動とするためには青年層の参加を促す必要があり、若者にも魅力ある企画の展開や、芸術文化の発展をするための支援等を行い、「11 住み続けられるまちづくりを」、「17 パートナースhipで目標を達成しよう」を目指します。

スポーツ活動の推進につきましては、昨年7月に町民体育館「らうすぼ」がリニューアル・オープンし、徐々に活気を取り戻してきております。また新しく子供向けのプレイルームを設置したことから、親子での利用が増加しております。

町民の健康増進や誰もが参加しやすいスポーツ事業の展開を図るため、親子で参加できる機会の提供や高齢者向けの教室等、スポーツ関係団体と連携した社会体育活動を推進し、「3 すべての人に健康と福祉を」、「11 住み続けられるまちづくりを」を目指します。

以上、令和4年度に取り組む主要な施策を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策が引き続き行われる中、園児・児童生徒が健やかで豊かな学びが続けられる地域づくりを推進するためには、学校・家庭・地域・行政の緊密な連携と、深い理解が不可欠です。

知床学をはじめとするふるさと教育を核としたESDを推進し、持続可能な教育環境の整備に努め、羅臼町の教育の充実・発展に取り組んでまいります。

議員の皆様をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（佐藤 晶君） 以上で、町長・教育長行政執行方針の説明が終わりました。

町長・教育長行政執行方針に対する質問及び一般質問は、後日行います。

◎散会宣告

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、明日は、午前10時開議といたします。明日の議事日程は、当日配付いたします。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時38分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員